

松前町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 松前町

事 業 名 : 公共下水道事業

改 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 14 年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	62.9人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1 処理区		
処 理 場 数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成30年9月に「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会」が設置され、県及び県下の市町等とともに検討を進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

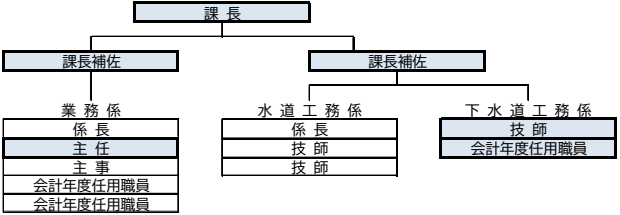
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道水の場合は、使用水量による累進従量制を採用し、井戸水及び井戸水併用の場合は、世帯員数により認定しています。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	家庭用と同じ考え方です。						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	湯屋用は、使用水量 1 ㎡につき27.5円（消費税込み）としています。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,310	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,835	円
	令和4年度	2,310	円		令和4年度	2,815	円
	令和5年度	2,310	円		令和5年度	2,826	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道組織は、上下水道課に所属し、損益勘定職員 5 名、資本勘定職員 1 名の計 6 名で構成します。	
事業運営組織		

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転維持管理業務は、民間事業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在のところありません。
	ウ PPP・PFI	現在のところありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	現在のところありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	現在のところありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

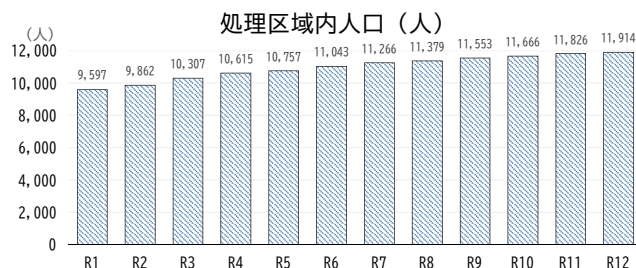
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

下水道経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表(令和5年度版)」に示すとおりです。

2. 将来の事業環境

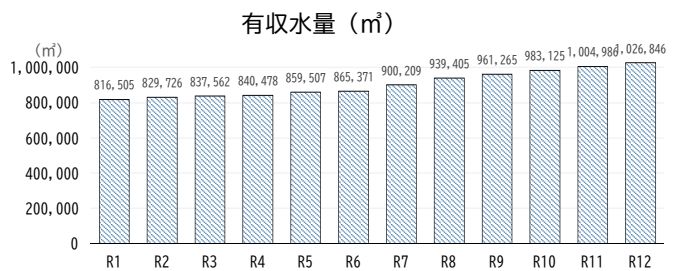
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、既存資料を基に、整備済み面積、整備済み人口及び今後の整備予定等を勘案して求めました。
今後とも下水道接続の普及促進を予定しており、令和元年度から令和12年度で、2,317人増加すると予測しています。



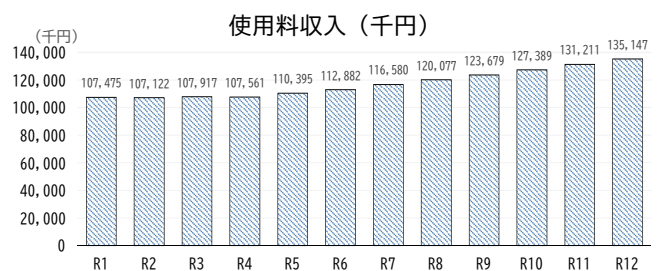
(2) 有収水量の予測

有収水量の予測にあたっては、大型商業施設を考慮しつつ水洗化人口1人当たり有収水量を求め、これに水洗化人口の予測値を乗じて求めました。
その結果、令和元年度から令和12年度で、210,341⁸m³増加すると予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しにあたっては、有収水量1m³当たりの使用料を求め、これに上記(2)の有収水量の予測値を乗じて求めました。
その結果、令和元年度から令和12年度で、27,672千円増収すると予測しています。



(4) 施設の見通し

経営比較分析表に示すとおり、老朽化の状況として、管渠については、平成14年3月末の供用開始であり、比較的新しいため、現時点で早期に対策を講じる必要性は低いと考えられます。
処理場については、耐用年数を超えた電気・機械設備に関して、改修計画に基づき投資の平準化を図り、効率的な更新工事を実施することとしています。

(5) 組織の見通し

下水道事業を運営していく上で、現在の職員構成が必要と考えています。今後も下水道事業の運営に支障を来すことのないよう継続的に適正な職員構成について検討します。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、住民が清潔で快適な生活を送るために欠かせない重要な事業であり、河川や海域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに取り組み、公共下水道事業の計画的推進に努めます。

- 公共下水道事業の推進：公共下水道事業の認可区域において、管渠の整備をはじめ、下水道施設の整備を計画的・効率的に推進するとともに、整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進、施設の適正管理に努めます。
- 下水道施設の整備・維持：下水道が利用できる衛生的で快適な生活環境を安定して提供できるよう、下水道施設の適切かつ効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、計画的に予防保全的な補修・修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- 下水道事業の健全運営：施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、経営の効率化、使用料体系の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

4. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

(1) 水洗化率の向上

令和5年度末における水洗化率は83.27%となっています。
水洗化率を向上させるためには、整備済み区域における未接続世帯に対し、公共下水道への切替を促す必要性があることから、広報誌等による周知や戸別訪問などを通して地道な啓発活動を行います。
令和12年度末の水洗化率90%以上を目標として、下水道使用料の増収を図ります。

(2) 下水道使用料の適正化

令和5年度末における経費回収率は75.35%となっています。
下水道事業における経費回収率は、汚水処理に係る支出に占める下水道使用料の割合であり、100%以上である必要があります。
本町は経費回収率が100%を下回っていることから、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入により賄われている状況にあり、適正な使用料収入の確保のため、下水道使用料の改定が必要な状況にあります。
一方で、本町においては、令和7年度と令和9年度の2回に分けて段階的に水道料金の増額改定を行うこととしており、利用者の急激な負担増加に配慮する必要があると考えています。
これらのことを踏まえ、令和10年度以降、本経営戦略期間内の令和12年度までに現状分析や社会状況の変化を勘案し、投資・財政計画（収支計画）の見通しを踏まえた下水道使用料の改定（150円／㎡）を目指し、下水道使用料の適正化を図り、安定的な事業運営の取組を進めます。

5. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	○管渠整備については、引き続き計画的に推進します。 ○施設については、改修計画に基づき、効率的かつ効果的な維持管理を行います。
---	---	--

計画期間内の投資額は、下表のとおりです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
構築物（公共ます）	10,445	8,180	5,795	6,230	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
構築物（下水管渠）	225,886	173,367	117,188	120,636	112,800	39,000	110,000	111,000	91,000	127,000
機械及び装置	6,700	12,000	15,910	124,091	122,000	109,000	130,000	100,000	100,000	100,000
補償	146	97	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
その他	0	0	0	312	0	0	0	0	0	0
合計	243,177	193,644	138,893	251,269	245,800	159,000	251,000	222,000	202,000	238,000

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	○経常収支比率については、中長期的に100%以上（黒字）を維持することを目標とします。 ○使用料収入及び企業債等の財源の確保に努めます。
---	---	---

使用料収入については、下水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き適正な使用料体系の検討を行い、令和12年度までに改定を目指します。
企業債については、企業債の償還により経営が圧迫されることのないよう、計画的な起債を実施します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、次のとおりです。
○職員給与費：直近の決算値等を加味して推計しました。
○動力費：直近の決算値等を加味して推計しました。
○修繕費：直近の決算値等を加味して推計しました。
○その他：直近の決算値等を加味して推計しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会を通じて、県及び県下の市町等とともに検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	施設の更新については、改修計画に基づき、投資が偏ることのないよう優先順位を定めて平準化を行います。管渠については、平準化を勘案した計画的な整備を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、有効なものについては、段階的に取り組みます。
その他の取組	該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和5年度末における経費回収率は75.35%で、経費回収率の向上のためには水洗化率の向上及び下水道使用料の改定が必要となることから、投資・財政計画（収支計画）に基づき、令和12年度までに下水道使用料の改定を目指します。
資産活用による収入増加の取組について	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討します。
その他の取組	該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、有効なものについては、段階的に取り組みます。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体の均衡を考慮し条例で定め、給与の適正化に努めていきます。
動力費に関する事項	機器の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	機器の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
修繕費に関する事項	予防修繕を計画的に行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ります。
委託費に関する事項	長期継続契約を行うなど、委託費の削減に努めています。
その他の取組	該当ありません。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画（収支計画）に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本経営戦略の更新を行います。
---------------------	--